

家族信託を ご存知ですか？

今社会問題にもなっている
認知症患者の**お金凍結**

お金が
凍結!?

後見人に
一生費用が!?


成年後見人は
できれば
つけないで...

お金が
引き出せないの？



ええ!! そうなの?
どうしたらいいの...?

そこで、良い方法があるんです。
それが**家族信託**です。
なんだか難しそうですが、
分かりやすくご説明しましょう!

 他にもこんな事に使えます!

アパートの
管理をこどもに
任せたい!

施設に入ったら
自宅を
売却したい!

認知症になっても
成年後見人は
避けたい!

<事業継承>
後継者に会社の株を
渡したい

家族信託は
法律の力で
あなたと家族を守ります。

山下行政・労務コンサルティング
山下行政書士事務所

☎048-856-9342

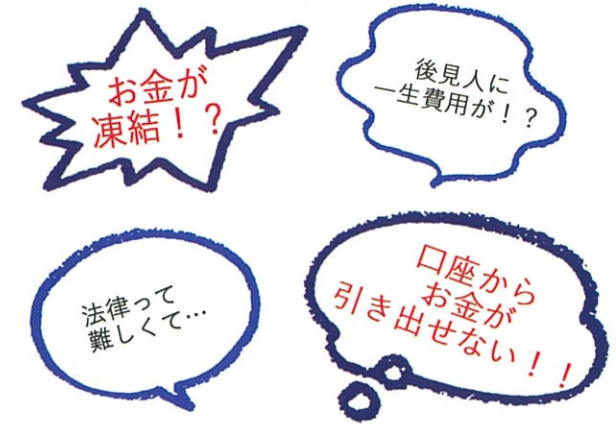
〒330-0845

埼玉県さいたま市大宮区仲町3-105千鳥ビル5階

山下行政・労務コンサルティング



<http://yamashitaconsulting.com/>



そんな問題から

あなたと
家族を守る
家族信託
のお話です。



特定社会保険労務士
特定行政書士 山下清徳